

平成 1 9 年千葉市教育委員会会議
第 5 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成19年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 平成19年5月16日(水)

午後3時00分開会

午後5時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 竹蓋 幸生
 委 員 川島 義美
 委 員 奥山 福子
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 津田 英彦
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員	教 育 次 長	海宝 和雄	保 健 体 育 課 長	嶋田 信昭
	教 育 総 務 部 長	大野 湊	教 育 セ ン タ ー 副 所 長	菊池 明
	学 校 教 育 部 長	岩切 裕	生涯学習部参事(生涯学習振興課長事務取扱)	本庄 賢一
	生涯学習部長	宮野 光正	社 会 体 育 課 長	小川 重夫
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	武田 昇	青 少 年 課 長	村松 好晴
	企 画 課 長	山崎 正義	中 央 図 書 館 長	田口 幸男
	学 校 財 務 課 長	豊田 英男	総 務 課 総 括 主 幹	原 誠司
	学 校 施 設 課 長	豊田 滋貴	学 事 課 調 整 主 幹	白鳥 洋二
	学 事 課 長	荒川 眞治	生涯学習振興課調整主幹	田中晋二郎
	教 職 員 課 長	時田 猛	総 務 課 主 幹	伊藤 太一
	指 導 課 長	小池 公夫		

書 記	総 務 課 長 補 佐	大崎 賢一	総 務 課 副 主 査	小池 正彰
	総 務 課 総 務 係 長	藤代 真史	総 務 課 主 任 主 事	渡邊 賢一
	総 務 課 人 事 係 長	内山 健	総 務 課 主 事	犬飼 綾
	総 務 課 経 理 係 長	高橋 義浩		

1 開会

竹蓋委員長より開会を宣言

2 会議の成立

全委員の出席により会議成立

なお、奥山委員は、議案第20号に係る審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、議事に参与することができないため退出

3 会議録署名人の指名

竹蓋委員長より津田委員を指名

4 会期の決定

平成19年5月16日(1日間)ということで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 議事の概要

(1) 非公開事項の決定

報告事項(4)及び議案第17号から議案第28号までを非公開審議とする旨決定

(2) 報告事項

報告事項(1) 千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議の中間報告について

指導課長より報告があった。

報告事項(2) 平成18年度生涯学習センターの施設利用状況について

生涯学習振興課長より報告があった。

報告事項(3) 平成18年度千葉市少年自然の家の利用状況等について

青少年課長より報告があった。

報告事項(4) 工事請負契約について

学校施設課長より報告があった。

(3) 議決事項

議案第17号 工事請負契約について

学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第18号 財産の取得について

学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第19号 財産の取得について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり

可決した。

議案第20号 千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について
指導課長より説明があった後、審議。会議出席の全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第21号 千葉市生涯学習審議会委員の任命について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第22号 千葉市社会教育委員の委嘱について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第23号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第24号 千葉市児童文化センター運営審議会委員の委嘱について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第25号 千葉市文化財保護審議会委員の任命について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第26号 千葉市立博物館協議会委員の任命について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第27号 千葉市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について
青少年課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第28号 千葉市青少年センター運営審議会委員の委嘱について
青少年課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議の中間報告について

竹蓋委員長 指導課長、報告をお願いします。

指導課長 報告事項(1)「千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議の中間報告について」報告します。千葉市では、「特殊教育」から「特別支援教育」に体制が移行していくこの過渡的な時期に対応して、取り組むべき内容や方向性について検討を行う

必要があることから、平成16年6月から「千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議」を開催し、3年度にわたり具体的に検討、協議を行ってまいりましたが、この度、中間報告がまとまりましたので報告します。まず、検討会議設置の趣旨ですが、特別支援教育の現状及び課題を明らかにして、今後の千葉市の特別支援教育の在り方について、協議検討するということで設けています。検討会議の委員ですが、学識経験者2名、教育関係者11名、保護者代表4名、医療行政代表1名を委員に委嘱して、検討・協議をお願いしました。この3年間で延べ18名の方々に委員をお願いしています。また、5つの検討課題ごとに専門部会を設置し、必要に応じて課題の整理や調査、資料作りをお願いしました。専門委員は、市内の特別支援学校や特別支援学級の教員26名です。検討会議は、国や県の動向を踏まえて11回開催しました。検討の視点、課題について説明します。まず1点目の課題である、特別支援教育推進のための体制整備の在り方ですが、障害者の生涯にわたる相談支援体制整備のために、市全体の体制整備が課題とされています。また、学校における体制整備では、特別支援教育コーディネーターの在り方や役割を明確にすることなど、児童生徒への支援が適切に行われるための校内支援体制の整備等が提言されています。さらに、現在児童生徒への支援や教職員の研修等を担っている養護教育センターが、更にセンターとしての機能を高めて、市全体の情報を把握して施策を担う中心機関となることを求めています。2点目の特別支援学級と通級指導教室の在り方についてですが、千葉市独自のエリア方式の構想が報告されています。できるだけ、児童生徒が居住地またはその近くで必要な教育的サービスが受けられるように、行政区をベースに適切な設置を求めるものとなっています。さらに、今年度は18校に特別支援学級等を設置しましたが、このエリア方式が導入されると、さらに適正配置が進むものと考えられます。また、「情緒障害」特別支援学級の運用では、ADHD、高機能自閉症等の指導の場とすることや、中学校での通級指導教室等の在り方についても、早急の対応を求めています。3点目の市立特別支援学校については、特別支援学校のトータルビジョンの確立を早急の課題とし、市立第二養護学校の移転についても検討を進める必要が報告されています。4点目の就学指導の在り方については、早期からの発達相談・就学相談の充実が求められており、LDや

A D H D等の子どもの早期発見に有効な5歳児検診等、市全体の体制整備の構築も求めています。5点目の教員の資質向上については、管理職の理解・啓発を図ることや担当教員の資質向上にむけた体系的な研修、専門性の向上について行政側の検討を求めるものとなっています。今後の予定ですが、本検討会議は、今年度、この報告をもとに、さらに検討・協議を行い、最終答申を年度内にまとめて答申することとしています。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

奥山委員 この春の小学校の入学式で、初めてそういうお子さんたちが参列している状況を拝見してきました。その中で、父母の方々や先生方の様子も自然なことのよう認識していると目に映りました。平成15年3月の文部科学省による報告時点と、検討会議設置から3年経った現在とで、考え方や対応に変化があったのでしょうか。それからエリア方式について、私たちが考えるのは行政区ごとではなく、A D H Dと言っても一人ひとり違う状態だということなので、「こういうお子さんはこういうところに集まっていた方がいい」ということを「エリア」と称するのかと思っていたのですが、そうではないのでしょうか。

指導課長 1点目ですが、学校教育法等の一部を改正するとの動きの中で、たとえば養護学校等が「特別支援学校」ということで一本化され、特殊学級となっていたものが「特別支援学級」と名称が変わること、さらに通常の学級にいる、それぞれ特別な支援を要する子どもたちについても支援をしていくということで、特別支援教育全体が大きく変わってきています。ですから、今回の報告書については、そのような流れを踏まえて作られているという点で変わってきていると思っています。次にエリア方式ですが、確かに特別支援学級は、知的、情緒、言語など、それぞれ障害種別があります。それぞれのものをエリア方式の中でどのように配置するかは、今後の検討課題としたいと思いますが、今までは、どちらかと言えば近くのところでの特別支援と言うよりも、「一箇所で子どもたちを複数の教員で見ながら」という発想で行っていました。しかし、そういう方式とエリア方式とで若干考え方が異なるとお思いますので、内容を検討しながら、教育委員会として考えていきたいと考えています。

奥山委員 平成15年度と今とでは少し違うのかと申しますのは、支援を要するお子さんを持ったお母さん方からの強い要望などもあ

り、委員の皆さんを集め検討会議が出来上がっているのだと思いますけれども、そういう動きの中で、支援が重要であると私どもが感じる状況であったと思います。その後、ある程度客観的な目で見ると3年間の中で、多少慣れて余裕が出てきたか、これからの体制ではやっていけないというものもあるのではないかとこの考えに変わってきたのかと思うのですが、そこまではまだ至らないですか。

指導課長 3年間と言うのはかなり時間をかけてきているという意味で、平成17年、18年頃の特別支援教育への法改正を含む大きな流れが同時並行であったものですから、それを横でにらみながら、今後のあり方を考えると言う意味で、慎重に時間をかけてきたと思っています。

奥山委員 実際に携わっている先生方の声は詳細に聞いていますか。

指導課長 名簿にある教育関係者が、設置校の校長会や市の特別教育の研究協議会を代表しています。また、現場の実際に携わっている教員もおりますので、幅広く意見を集める会議になったと思います。

学校教育部長 国で特別支援教育の考え方を打ち出したのは、ずいぶん前になるわけですが、その後、これまでの特殊学級をどのような形にするのかということで議論があり、国でも検討が続きました。最終的には「特別支援学級」と名称が変わりましたが、やはりこれまでの特殊学級もきわめて大切であるという考え方も、非常に強くなってきたようです。いろいろ揺れ動いた経緯がありますが、今回の法改正では、従来の内容を継承しながら、特別支援教育、最近特に軽度発達障害の子どもたちの問題がクローズアップされてきて、この問題を取り入れながら、新しく特別支援教育という形で進めてきたわけです。ようやく学校教育法の改正によって、国の動きがある程度ははっきりしてきましたので、今回中間報告ということで国の動きと合わせたわけです。しかし、まだ人的な問題や、国の動きが明確に見えない部分も多く、そのような動きはこれから出てくるものと思いますので、検討会議では最終報告に向けて、それらを取り入れ、より明確な報告にしたいと考えているところです。

奥山委員 部長が言うように、国が新たな視点で問題に取り組むということ以前に、常に家業の関係で、30年ぐらいずっとこういう方たちといっしょに仕事しているので、私としても身近な存在です

が、やはりこれから先、まとめに入る場合、慎重にやっていただきたいと思っております。慎重という意味は、ある程度余裕を持った目でということです。

学校教育部長 発達障害者支援センターという構想があり、今年度検討に入っているところです。特に、就労支援などが今後本格的に検討されていくと思しますので、最終報告に向けては、それらの内容との連携を取りながら、検討を進めていただこうと考えています。

奥山委員 トータルでその人の一生を通して見ていく、「こういうことが必要になる。」という視点が大事だと思います。

報告書の52頁で「保育所、幼稚園、公民館、保健所等への発達・就学相談の案内や内容等、その説明の在り方を検討する必要がある。」とありますが、公民館を使うというのがよく理解できません。公民館を場として借りるということですか。

指導課長 保護者や地域社会への理解・啓発を図っていくためにいろいろなところを使うということですが、わかりにくい表現であれば、そこについても検討したいと思えます。

奥山委員 そうですね、一般の人々に対しても理解が必要ですね。

報告事項(2) 平成18年度生涯学習センターの施設利用状況について

竹蓋委員長 生涯学習振興課長、報告をお願いします。

生涯学習振興課長 報告事項(2)「平成18年度生涯学習センターの施設利用状況について」報告します。生涯学習センターについては、平成13年4月1日にオープンし、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理・運営していますが、平成18年度においては、13万916人の方々の利用がありました。また、貸室利用件数の小計は7,865件と平成17年度と比較して621件の増となっています。生涯学習相談件数は、3,553件と前年度と比較しますと、407件減少していますが、これについては、単なる施設の案内等を従前は件数にカウントしていましたが、これを除外するなど、統計の取り方を一部変更したために件数が減少しているものです。続いて、平成18年度の入館者を前年度と比較すると、人数では88,430人、割合では7.1%の増となっています。なお、入館者数については、生涯学習センター並びに中央図書館の入館者の合計人数です。利用者増となった理由としては、指定管理者制度の導入により、年末年始を除き、第4月曜日以外は開館した結果、年間では約40日程度の開館日数が増加したこと、開館時間も平成18年度からは30分ほど早まったこと

など、市民の方々が利用しやすい環境を整えたことから、利用者の増加が図られ、市民サービスの向上につながったものと考えています。全体的に平成18年度の入館者が増加している中で、平成19年2月は前月と比較して、概ね2万人程度減少していますが、これは図書館システムの更新に伴い、2月の約10日間程度、図書の貸出を休止した他、1週間、図書館が休館となったことによるものと考えています。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

竹蓋委員長 利用者が増えたことは素晴らしいことだと思いますが、混んで困るとか批判は出ませんか。

生涯学習振興課長 利用者が多いために館内に入れないという状況はありませんが、駐車場がかなり混み合うという状況はあります。それについては、本来の駐車場のほかに、第2駐車場を数年前から整備をしています。特段、館の運営には支障はありません。

奥山委員 この前、午後9時に終わる日に、午後5時頃に行ってみましたら、「これから閉めます。」という館内放送がありました。その後すぐ訂正があって「終わるのは9時になりました、間違えました。」とアナウンスがありましたが、お詫びの言葉がなかった気がします。まだそういったところが慣れていないのでしょうかと思いました。民間の企業等であれば、その辺りをどう対応するのか、考える必要があると思います。

生涯学習振興課長 現在、千葉市教育振興財団が指定管理者として運営を行っていますが、今、お話がありましたような点につきまして、よく指導していきたいと思います。

竹蓋委員長 言葉は大事ですのでよろしくお願いします。

岩沼委員 食文化研修室やAV調整室などは、あまり使われていないようですが、ここに限らず、ホールや公民館を作る場合に、大体こういう部屋があるのですがあまり使われていません。本当にいろいろな施設に行ってみると、年に何人利用しているのだろうかという部屋が多いので、今度新しく作る際には、「こういう施設には、こんな部屋をいつも作っているから」と、作ることを前提に考え始めるのではなく、それが本当に必要なものなのかどうかを考える必要があると思います。今回は、せっかく既に作られているので、こうしたさまざまな部屋をどんどん使ってもらうためにはどうしたらよいのかを考えられたら良いかと思います。

報告事項(3) 平成18年度千葉市少年自然の家の利用状況等について

竹蓋委員長 青少年課長、報告をお願いします。

青少年課長 報告事項(3)「平成18年度千葉市少年自然の家の利用状況等について」報告します。PFI事業により整備、管理運営が実施されている千葉市少年自然の家は、平成17年度に供用をスタートし、平成18年度は2年目となります。平成18年度の利用者数の実績は延べ73,285人、内訳は学校利用39,592人で54%、団体利用は20,803人で28.4%です。家族利用は8,963人で12.2%、視察と見学合わせて3,927人で5.4%となっています。利用者は、18年度見込みでは73,000人程度としていましたので、概ね目標を達成しましたが、17年度比では7.6%の減少となりました。団体利用は57人増で微増となっており、今後は増加傾向が続くと思われます。また、団体利用等の促進として、青少年団体指導者の研修や冬季利用を積極的に進めた結果、1、2、3月の利用増へと繋がっています。この他団体へのPRを積極的に行ったことがよい結果となっています。「平成18年度利用状況について」に記載していますが、小学校6年生、中学生の利用については、セミナーハウスとしての利用、学習での利用を考える等、工夫と発想の転換、自然の家としての多様なプログラムの開発やPRを行い、高い満足度を得られることが利用促進とリピーター確保に繋がると考えています。また、資料に各学校等が実施しました、プログラムの活用についての調査結果を、小学校5年生の移動教室を中心に多い順に記載しましたのでご覧ください。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

川島委員 高原千葉村は市長部局の担当だと思いますが、歴史のある高原千葉村の行事と、この千葉市教育委員会で行っている千葉市少年自然の家との連絡、連携はどのようなのでしょうか。

青少年課長 PFI事業者が連絡を取り合って、ノウハウ等を得ていると聞いています。

津田委員 2年目以降になると、視察や見学はやはり減ってくると思いますので、そういう面から見れば、あとは横並びのようですのでこの程度かと思いました。

奥山委員 でも、横並びでは困るということはないでしょうか。

青少年課長 私どもは、少年自然の家のモニタリングを毎月実施し、協議会もあり、いろいろなPRやプログラムをもって、いろいろな団体に積極的にアピールするようというのを進めています。設

置目的もあり、限られた利用ではありますが、着実に利用されています。

竹蓋委員長 た例えば100%利用するとどのくらいになると予想されて、この数字は何%ぐらいか、部屋がいっぱいだとか2割は空いているとか、そういうことは言えないのですか。

飯森教育長 これを作るときに、利用数は6万人として、6万人が来ればよいというところでした。これに対して73,000人ということで、当初の6万人から見ると2割以上超えているので、運営そのものは順調であると考えています。

奥山委員 では、横並びでもよいということですね。

飯森教育長 むしろ6万人に対して13,000人多いわけですので、現時点では、望ましい成果を得ていると考えています。

川島委員 本市で実施しているライトポート事業、その事業の関係者は少年自然の家で何か行事を行っているのでしょうか。

指導課長 ライトポートに入っている子どもたちの「ジョイントキャンプ」という形で利用しています。

川島委員 少し違う話になってしまいますが、4つ目のライトポートの事業をあまり聞いていないのですけれども、それもぜひ積極的にお願ひしたいと思います。

指導課長 第2次5か年計画にも、もう1校ということで4校計画されていますので、今後検討していきたいと思っています。

川島委員 「ジョイントキャンプ」とはどういう事業ですか。

指導課長 そこに通っている子どもたちが集まり、交流しながら過ごすものです。

岩沼委員 大人の利用もあるのでしょうか。

青少年課長 少年自然の家の設置目的があり、また、これに基づき使用者の範囲が決められていまして、使用者は義務教育諸学校、その児童生徒及びその引率者、それから委員会が適当と認める者となっています。設置目的は、自然環境における宿泊を伴う集団生活及び体験活動を通じて、少年の健全な育成を図るため、ということです。子どもがいなくてもそういった青少年育成団体等のグループが、少年自然の家をどう使うか、また、これから子どもたちをどう育成していくのか、などと考えていただくことを目的に利用していただくことは十分可能です。

報告事項(4) 工事請負契約について

委員 長 学校施設課長、報告をお願いします。

学校施設課長 報告事項(4)「工事請負契約について」報告します。千葉市立千葉高等学校改装外構工事に関するものです。この工事を行うための工事請負契約について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めることとしていましたが、昨日執行された工事請負契約の入札において、千葉市低入札価格取扱要綱に基づく、基準価格を下回る価格入札があったため、保留の扱いとなりました。したがって、落札者は後日決定されることとなり、本日は工事の内容を説明し、請負者、契約金額が決定した後に、改めて報告します。なお、契約金額が3億円以上の工事請負契約ですので、議会の付議案件です。整備計画ですが、千葉高等学校の改築事業については、平成15年度から始まり、今年度で5年目を迎えます。その間、16年度に実施設計、17年度に解体工事、18、19年度に校舎の本工事を行い、今回の契約は、19年度の外構工事、植栽工事です。20年3月にこの新しい校舎へ引っ越しまして、20年度は自転車置場、下グラウンドの外構設置、そして最終年度21年度の全面供用開始に向けて、現在のところ、計画どおりに整備が進んでいるところです。今回の工事内容ですが、擁壁工、雨水排水工、園路広場整備工、グラウンドコート舗装工、グラウンドコート施設整備工、困障工です。予算措置については、上グラウンド、上の敷地の部分全体ですが、3億6,700万円、下グラウンドの整備工事が2億300万円、合計5億7,000万円となりました。先ほど申しました基準価格というのは、千葉市低入札価格取扱要綱では、契約によって違いますが、予定価格の6割以上の金額となっています。

委員 長 質問等を含め、何かありますか。

委員 安すぎる場合でもちゃんとこちらの意図したことができるという説明があった場合には、そのまま契約が行われるのですか。

学校施設課長 要綱によりますと、契約内容に適合した執行がなされないおそれがあるとされる額が、先ほど申した基準価格です。これよりも低価格の場合は審査会を設け、積算見積、手持工事の状況、手持資材の状況、過去に施工した公共工事名および発注先、本市発注工事の成績状況などを審査して決定します。

委員 赤字でもいいというのは、はじかれるということですか。工事してもらおう方としては、きちんと審査さえすれば、赤字でもやってくればこれもありがたい話ですけれども、難しい話ですね。

委員 資材の値段が上がってきている中で、市で積算された金額よりもだいぶ下がってきているというのは、いい面もあるのですが、悪循環に陥っている場合もあります。安くやっていただくのもとてもありがたいのですが、利益を追求した末の耐震性の偽造問題なども先ごろあり、安さを追求するとやはりどこかにしわ寄せが来ることも考えられますし、そこで働いている人たちの生活も関わってきます。そこで働いている人は、子どもたちの保護者かも知れませんが、給食代の納入問題で保護者の生活が問題になってきている今、「校舎が安くできたから良い」という一面的な捉え方も有効ではなくなってきたように思います。すべては循環しているからです。今回については、安くてしかも高品質の仕事をしていただけるということである契約だと思いたいますが、これらの前例ともなると思いたいますので、厳正な審査をお願いしたいと思いたいます。

委員 今、マスコミでいろいろ取り上げられて、公共工事は非常に神経を使っているんじゃないかと思いたいます。納得のいったところでやっていただくのもいいのではないかと思いたいます。

デザインや色彩について、前に花島小学校の統合される前の学校を見に行きましたけど、補修するたびに色彩が変わっているようなところがたくさん見受けられました。やはりそういうところにも気をつけていただき、気持ちのいい空間で過ごさせてあげたいと思いたいます。

議案第17号 工事請負契約について

委員長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第17号「工事請負契約について」説明します。提案理由ですが、千葉市花島小学校大規模改造工事を行うための工事請負契約について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。なお、この案件も3億円以上の契約金額ですので、議会の付議案件となります。具体的内容ですが、施工場所は花見川区花見川8番1号、工事概要は、校舎耐震補強工事と校舎内・外部改修工事です。制限付一般競争入札で、契約金額は4億7,670万円です。完成期限は平成20年2月28日を予定しています。請負者は、若葉区加曽利町1018番地、杉田・翼建設共同企業体です。内容説明ですが、千葉市立花島小学校は、平成18年4月1日、「第一次学校適正配置計画」に基づき、旧花見川第四小学校と隣

接する第五小学校が、統合し、新設された学校で、将来に向けた教室数の確保、校舎の形状、運動場の面積・形状などから判断し、旧花見川第四小学校を使用することとし、新設校にふさわしい大規模改造工事と耐震補強工事を実施することとしたものです。現在の花島小学校ですが、建設年度は昭和48年度、児童数は349人、クラス数は12クラス、構造・規模は鉄筋コンクリート造の4階建てで、延床面積は5,066.99㎡です。工事内容ですが、耐震補強として鉄骨ブレースとRC壁による補強、それから柱の補強、ガラスについては全面強化ガラスに交換する工事です。また、内・外部改修工事について、外部は外壁の改修、屋外防水改修、内部については、床の張替え、天井の張替え、壁の塗替え、建具改修、トイレの改修、給食室の改修です。スケジュールですが、19年6月から始め、20年2月までに工事を完了させ、現在、旧花見川第五小学校を使用して学校生活を送っている児童が、旧花見川第四小学校を改修した花島小学校のほうに移動するということで、20年4月からは全面供用開始を予定しています。予算措置ですが、予算額は5億5,860万円に対し、契約金額は4億7,670万円です。その他の全体の工事ですが、電気設備工事で7,430万円、給排水設備工事で1億3,040万円、工事監理業務委託で1,250万円、予算ベースですと合計7億7,580万円の全体事業費です。財源内訳は、国費が1億6,000万円余りと一般財源がほぼ同額。起債ですが、学校教育施設等整備事業債を利用して、4億3,800万円です。それから、参考資料3頁の図の右側でございますが、斜線部分が今回の改修の箇所です。プールと屋内運動場については、平成18年度に改修工事は済んでいます。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 トイレと給食室のドライ化とはどういうことでしょうか。

学校施設課長 以前は水をまいてデッキブラシで洗い流すという掃除をしていましたが、今はそのようなことはせず、通常の乾いたタイルに水をかけずに掃除をするという形をとっています。

委員 それは殺菌とは関係ないのですか。ドライ化とは殺菌することではないのですか。

学校施設課長 乾燥状態の方が殺菌状態はいいと聞いています。今の流れはドライ化になっています。

委員 長 学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第18号「財産の取得について」説明します。千葉市立幕張本郷中学校の増築棟の立て替え施工に伴う買戻しです。提案理由は、千葉市立幕張本郷中学校の増築棟を取得することについて、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。なお、取得財産が8,000万円以上のものは、議会への付議案件です。具体的内容ですが、幕張本郷中学校の増築棟の取得で、所在地は花見川区幕張本郷5丁目18番1号、構造は鉄筋コンクリート造の3階建てです。規模は延床面積629.83㎡、取得金額は1億6,142万4,668円、取得の相手方は財団法人千葉市都市整備公社です。内容ですが、取得財産について、物件は増築校舎、延床面積629.83㎡、諸室はカウンセリングルーム、保護者会室、視聴覚室等です。増築した理由ですが、当該地区は開発による人口増加から、教室不足が生じたため、建設年度は平成9年度です。供用開始が平成10年4月、債務負担行為の状況については、設定年度が平成10年度です。このときに、10年以内の買戻契約を締結していますので、今年度が償還期限となります。原価確定額は1億3,456万8,000円、予算額は1億6,185万3,619円、取得予定額は1億6,142万4,668円です。

委員 長 質問等を含め、何かありますか。

委員 大きな数字が出てきてどう考えていいのかわかりませんが、これが適切かどうかというのは、どこでどなたが目を通してくださっているのでしょうか。専門の方が適正な価格かどうかを見てくださっているということですか。

総務課長 取得予定額についてですが、当時、10年前になりますが、1億3,450万円余りで事業を行いました。これに、現在買戻すときの利息をプラスした額ということで計算しています。

委員 利息以外は考えなくていいということですね。

総務課長 そうです。

議案第19号 財産の取得について

委員 長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第19号「財産の取得について」説明します。千葉市科学館新設に伴う建物の一部を取得することについて、市長に申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第3号の規定に基づ

き、議決を求めるものです。まず、取得する施設ですが、施設の名称は千葉市科学館で、所在地は中央区中央4丁目5番1号です。取得面積ですが、大別しますと、市が専有する公共共用を含む専有部分と、駐車場や管理室、空調機器室などの共用部分があります。専有部分、公共共用及び共用部分については、参考資料の13頁から15頁に図面を用意していますので、こちらで説明します。まず、青く塗られている部分が、市が所有する建物区分のうち、科学館が取得をする部分の専有部分です。次に、緑色で着色をしている部分が公共共用で、市専有部分のうち、公共施設全体で取得する部分です。次に、15頁の一番下にある、地下1階のグレーの部分が民間を含め建物の所有者全体が管理する空調機器室等の共用部分です。なお、この図面にはありませんが、共用部分については、この他に駐車場などがあります。取得面積ですが、市が専有する建物のうち、科学館が取得する専有部分として、合計で10,143.16㎡となります。その内訳ですが、地下1階にある備品庫、282.26㎡をはじめ、地上6階のプラネタリウム機器室、7階から10階の科学館の諸施設並びに屋上に設置してあるリモート天文台です。その他、市が取得する専有部分のうち、非常用階段や非常用のエレベーター、機械室等の共同利用区分を公共施設全体の面積按分46.15%に応じて取得する公共共用の部分3,633.05㎡、また、こうした床面積の他に、備え付けの棚や床カーペット、展示演出のための内装等、建物に付随する設備機器一式も、専有部分として取得しようとするものです。次に、駐車場や管理室、空調機器室といった民間施設を含めた建物全体に関わる共用部分ですが、科学館の持分となる100分の30.569028、端的に言えば30.6%、面積では5,082.38㎡を取得するもので、専有部分と共用部分を合わせて、取得予定価額は61億7,157万8千円を予定しています。取得理由ですが、中央第六地区市街地再開発ビルが完成するため、複合ビルの発注者である再開発組合との保留床の譲渡協定に基づき、科学館の持分を取得するものです。施設取得に係る経緯については、資料に記載のとおりです。今後のスケジュールについてですが、本議案が第2回市議会定例会で議決されたのち、8月中には所有権が千葉市に移転し、9月末日までには内部の展示制作物及びプラネタリウムが納品され、科学館の整備が完了するというスケジュールになっています。また、10月1

6日火曜日に内覧会を行い、10月20日土曜日に供用開始という日程で進めていく予定です。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 今後光熱費等の按分の問題が出てくるのではないかと思うのですが、それは前もって十分話し合われているのでしょうか。

生涯学習振興課長 共用部分に関する管理運営費については、全体の所有者は千葉市を含めて10人になりますが、それぞれ持分比率に応じた負担割合となっています。

委員 持分は自分たちですべて維持費を支払うようになっているのですか。

生涯学習振興課長 持分比率に応じた管理運営費は、それぞれが所有する面積に応じて、その負担をすることになっています。

委員 償却については考えなくてよいのでしょうか。こういった建物の場合は、持ち主が公共機関であると償却という考えがないようですが。

教育次長 公共の持分で、公共会計は企業会計經理をしていませんので、減価償却の考えはありません。

議案第20号 千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について

委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第20号「千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について」説明します。委員の任期満了に伴い、千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例第3条第2項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会は、千葉市教育委員会の諮問に応じ、心身障害児童生徒の就学についての判定及び就学指導に関し答申をします。委員は、学識経験者、医師、教育職員、関係行政機関の職員等の20名以内をもって組織します。現在の委員は、本年5月17日をもって任期が満了するため、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は平成19年5月18日。委嘱期間は平成19年5月18日から平成21年5月17日までの2年間です。委嘱する者は、「千葉大学教育学部教授 梅谷忠勇」他19名。新任11名、再任9名です。

議案第21号 千葉市生涯学習審議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第21号「千葉市生涯学習審議会委員の任命について」説明します。委員の離任に伴い、千葉市生涯学習審議会設置条

例第3条第2項の規定により、新たに委員を任命するものです。千葉市生涯学習審議会は、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するため設置しているものです。任命年月日は、平成19年5月16日。任命期間は、平成19年5月16日から、前任者の残任期間である、平成19年11月30日まで。任命する者は、「千葉市小・中学校長学校運営協議会理事 千葉文好」です。

議案第22号 千葉市社会教育委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第22号「千葉市社会教育委員の委嘱について」説明します。委員の離任に伴い、社会教育法第15条第2項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は、平成19年5月16日。委嘱期間は、平成19年5月16日から、前任者の残任期間である、平成19年11月30日まで。委嘱する者は、「千葉市小・中学校長学校運営協議会理事 千葉文好」です。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 以前も出た質問ですが、生涯学習審議会と社会教育委員の会議の中身はどう違うのでしょうか。

生涯学習振興課長 生涯学習審議会は、本市の生涯学習の振興、発展のためにいろいろご審議いただくために設置しているもので、設置そのものは条例で定めています。社会教育委員会会議は社会教育法に基づき設置しており、社会教育の振興という観点からご審議をいただいているところです。現在、生涯学習審議会委員の方々と社会教育委員の方々、7名の方々がそれぞれの委員を兼ねているところですが、いずれにしても、社会教育や生涯学習の振興のためにご活躍をいただいているところです。

委員 7人も委員が重複しているので、大体同じようなことをやっているのかなという感じを受けます。でも、別の組織があるということで、別の目的、別の内容があったら教えていただけますでしょうか。

生涯学習振興課長 社会教育委員は社会教育法で設置が規定されており、その活動についても法の中で規定されています。生涯学習審議会は、本来都道府県に設置義務があり、市町村レベルでは義務ではありませんが、本市では生涯学習を推進するという観点から設置しているものです。7名の方々が重複しているということですが、一般に、社会教育は、生涯を通じた教育、学習である生涯学習の概念

に含有されていると考えられており、したがって、生涯学習の方が検討いただく範囲もより広いものとなっていると考えます。

委員 単にどこの法律に書いてあると言われても困るので、合わせて、その法律の趣旨などを簡単に説明していただきたい、そして、具体的にどこが違うのかを教えていただきたいと思います。と言うのも、もしも同じようなことをやっているのであれば、無駄なことをやっているという可能性があるのではないかとも思われるからです。

生涯学習部長 社会教育法、社会教育委員会議は、沿革的には戦後の混乱期において、婦人教育や家庭教育等を含む公民教育を推進していこうという中で、公民館を中心に始められたと認識しています。その後時代の変遷とともに、広く国民全般に生涯を通じて「学習」の機会、場の提供をしようということで、どちらかという生涯学習のほうが後発であるわけではありません。ご指摘のように社会教育分野と生涯学習分野というのは共通点が非常に多いものですから、一見すると非常に概念的にも重複している部分もあり、これらの関係については、現在、国の中央教育審議会でも議論されているところです。我々としては、生涯学習審議会は、推進計画を基本とする生涯学習全般の基本的な計画を検討していただく審議会とし、社会教育委員会議は、「社会教育」という限定的なフィールドの中で実践的な部分でのご協議をいただくような、そのようなイメージで役割分担をしているところです。機会を見つけ、たとえば社会教育委員会議でこのような活動をしていますということも、この教育委員会会議の中で、ある程度定期的に報告していきたいと考えています。社会教育委員と生涯学習審議会委員、共通する委員が何人かいるということですが、これは先ほど生涯学習振興課長からも申しあげましたように、「生涯学習」が「社会教育」をも包含するような概念でありますことから、委員が重なるような任命または委嘱となっているわけでありまして、将来的には統合や必要部分について一体化して議論を行っていくことも視野に入れつつ、両者の関係を整理していこうと考えております。

議案第23号 千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第23号「千葉市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明します。それぞれの区に所在する公民館の各種事業の企画実

施について調査審議するため、市内6区に設置しています公民館運営審議会のうち、花見川区、稲毛区、緑区、美浜区の4区における審議会委員の離任に伴い、社会教育法第30条第1項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は、平成19年5月16日。委嘱期間は、平成19年5月16日から、前任者の残任期間である、平成20年5月31日まで。委嘱をする者は、花見川区公民館運営審議会委員として「幕張中学校長 林哲生」、稲毛区公民館運営審議会委員として「小中台中学校長 尾上正博」、緑区公民館運営審議会委員として「誉田小学校長 村山裕次」、美浜区公民館運営審議会委員として「高浜中学校区青少年育成委員会会長 池田謙司」です。

委員 長 質問等を含め、何かありますか。

委員 先ほどのお話で、生涯学習審議会というのは大枠で、社会教育委員は実践的と聞きましたが、千葉市公民館運営審議会は、さらに具体的に細かいことをやるという感じでよろしいですか。

生涯学習部長 体系的な位置づけとしては委員長がおっしゃったようなイメージで私どもも認識しています。

議案第24号 千葉市児童文化センター運営審議会委員の委嘱について

委員 長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第24号「千葉市児童文化センター運営審議会委員の委嘱について」説明します。児童文化センターの運営について審議答申するため設置されている千葉市児童文化センター運営審議会の委員の任期満了に伴い、千葉市児童文化センター設置管理条例第11条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は、平成19年6月1日。委嘱期間は、平成19年6月1日から平成21年5月31日までの2年間です。委嘱する者は、「千葉市子ども会育成連絡会常任理事 伊藤雪代」他9名。新任3名、再任7名です。

委員 長 質問等を含め、何かありますか。

委員 児童文化センターというのは、だいぶ利用が多いのですか。たとえばどのように利用されるのですか。

生涯学習振興課長 児童文化センターは、本来少年教育を目的とした施設で、少年を対象とした各種事業を実施していますほか、公民館機能も併せ持つ施設です。利用状況については、最近はあまり多いとは言えませんが、一つには施設が老朽化している点もあるかと思えます。施設の老朽化については、今後の計画として位置づけしてお

り、事業の拡充等にも努めていきたいと考えます。

委員 児童は学校に来ているので、土曜日と日曜日しか利用がないのかなと思ったのが一つと、母子家庭、父子家庭、共働きの家庭では、小学校に入るまでは保育園があるからいいのですが、小学校に入ると午後からは子どもが一人になってしまうという話も聞きますので、そのようなことにも役立つのかなと思いました。そういうあいまいな考え方で申し訳ありませんが、現実にはいろいろ皆さん問題を抱えているみたいですので、ぜひこういう施設があるのでしたら、生かす形で使っていただけたらありがたいなと思いました。そのようなものとは関係ないのでしょうか。

生涯学習振興課長 子どもたちのみを対象とした事業のみならず、母親、父親と一っしょになった、端的に言えば親子がそろった料理教室なども行っていて、平成17年度のデータですが、全体で申しあげれば約2万人の方々にご利用いただいています。

委員 中央区にお住まいの委員が多いようですが、それでよろしいのでしょうか。中央区の方が多く使うということでしょうか。

生涯学習振興課長 設置されている位置が中央区の蘇我にあり、また公民館機能を併せ持つ施設ですので、特に利用者の範囲を中央区に限った施設ではありませんが、周辺の中央区の方々の利用が多い傾向ではあります。施設が中央区にあり、また施設の性格から、周辺の生涯学習団体、学校関係者、あるいは地域の自治会の方々などに運営審議会の委員をお願いする形となっております。地域性と言いましょうか、施設の運営にあたっては、地域住民の方々のご意見を施設運営に反映するという観点からもやはりそのような傾向にあります。

議案第25号 千葉市文化財保護審議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第25号「千葉市文化財保護審議会委員の任命について」説明します。千葉市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、千葉市文化財保護条例第26条の規定により、新たに委員を任命するものです。任命年月日は、平成19年6月1日。任命期間は、平成19年6月1日から平成21年5月31日までの2年間です。任命する者は、「千葉市美術協会理事 池田伊予」他9名。新任1名、再任9名です。

議案第26号 千葉市立博物館協議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第26号「千葉市立博物館協議会委員の任命について」説明します。千葉市立博物館協議会委員の任期満了に伴い、博物館法第21条の規定により、新たに委員を任命するものです。任命年月日は、平成19年6月1日。任命期間は、平成19年6月1日から平成21年5月31日までの2年間です。任命する者は、「サイバー大学世界遺産学部教授 青木繁夫」他9名。新任3名、再任7名です。

議案第27号 千葉市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について

委員長 青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長 議案第27号「千葉市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について」説明します。千葉市青少年補導センター運営協議会委員の任期満了に伴い、千葉市青少年補導センター設置条例第5条第2項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は、平成19年6月1日。委嘱期間は、平成19年6月1日から平成21年5月31日までの2年間です。委嘱する者は、「小学校長会代表 扇田小学校長 生駒和義」他19名。新任10名、再任10名です。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 補導センター運営協議会の内容をお聞きしたいのですが。

青少年課長 本市では、青少年補導センターと各警察署毎に4分室を設置しており、地域の学校や警察署と連絡を取り、また青少年の相談窓口となっています。主な活動としては、補導活動や相談活動、関係機関との連携、調査研究など、さまざまです。運営協議会ですが、委員の役職名を見ていただきますと、それぞれの学校の代表や児童・民生委員の代表、警察、保護司、家庭裁判所の調査官を含め、青少年の補導業務に関わる機関の方々に、さまざまなノウハウを持っていますので、補導センターの運営がスムーズにできるように、審議をしていただいております。

委員 青少年の健全育成のために、他の会議と連携を図っているのでしょうか。

青少年課長 青少年補導センターでは、毎年何回か、小学校、中学校、高等学校の生徒指導の教職員と連絡会議を持ち、それぞれ警察とともに情報を各学校に伝えるという役目があります。このような情報提供が非常に大切です。

議案第28号 千葉市青少年センター運営審議会委員の委嘱について

委員長 青少年課長、説明をお願いします。

青少年課長 議案第28号「千葉市青少年センター運営審議会委員の委嘱について」説明します。千葉市青少年センター運営審議会委員の離任に伴い、千葉市青少年センター運営審議会規則第3条第1項の規定により、新たに委員を委嘱するものです。委嘱年月日は平成19年5月16日。委嘱期間は、平成19年5月16日から、前任者の残任期間である、平成19年11月30日まで。委嘱する者は、「千葉市青少年相談員連絡協議会代表 岩村一恵」及び「千葉市立小学校校長会代表 蘇我小学校長 君塚涉」です。

7 その他

(1) 図書館のコンピュータ検索システムについて岩沼委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩沼委員 図書館のコンピュータ検索システムがあると思いますが、その反応はいかがでしょうか。

中央図書館長 図書館も新システムに入れ替え、この4月から本格的にサービスをしています。その中で特に、インターネットなどを利用した予約サービスの利用件数が、4月の集計で62,239件でした。昨年と同じ時期の4月の集計が43,501件でしたので、予約件数については、4月だけですが、約43%増加しています。サービスとしてはそのような結果が出ていますが、まだ始まったばかりですので、今後も委員会において報告していきたいと考えています。

岩沼委員 非常にいい結果が出てよかったと思います。私も使うことがあります。インターネットではなくて、図書館に行ったときにタッチパネルがあると思います。それが、今回のシステムの変化で変わったと思うのですが、パソコン上で見るにはいい画面ですが、気軽に行って見る画面としては、とても複雑になったと思います。ですから、どこから入ったらいいかというのが非常にわかりにくく、プログラムを変えるというのは難しいので、ここから始めましょうという案内があったらいかがでしょうか。初めての市民の方でも使いやすいようなシステムにしていただけならよろしいと思います。すばらしいシステムなので、よろしく願いします。

中央図書館長 タッチパネルは、利用の仕方がいろいろな機種によって少しずつ違います。情報化に伴いまして、使い方も非常に細かく使える反面、使いにくいという問題も出ていますので、使い方については手引きを掲示するなど、職員できめ細かな接客サービスをし

ていきたいと思います。

岩 沼 委 員 以前、ある図書館に行ったときに、使いやすい端末の案内のしかたについて、「こういう風にやったらどうでしょうか？」と言ったら、すぐ担当の方が2人いらして、話し合いを始めて、対応をしていただきました。「市民が使いやすいように」という視点で、どんどん良いことは取り入れていこうという勢いがある、すばらしいなと思いました。

竹 蓋 委 員 長 岩沼委員のように若い方がちょっと難しいと思うのであったら、高齢者にはもっと難しいですね。ですからその辺も考えていただいて、図書館は高齢者も使いたいですから、できるだけ簡単に、高齢者も視野に入れて考えていただければと思います。

(2) 附属機関等の委員について川島委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

川 島 委 員 若い方で34歳、高齢の方で84歳の方がいるようですが、市の目指す方向としてはどういうことを考えているのでしょうか。やっている人たちは一生懸命やっているので、大変ご苦労なことだとは思いますが。

総 務 課 長 市全体の方針としては、なるべくいろいろな方の意見を聞くと言うことで、年齢構成についてもできるだけ若い方から高齢の方まで、意見を出していただくことを考えています。

津 田 委 員 聞くほうも大変ですし、説明するほうも大変だと思いますので、年何回開催して、こういうことをやっている委員会だけでも、というような説明を簡単にしていただけると、われわれもわかりやすいと思います。ここに名前が書いてあるからこのとおりだと言われればそれっきりののですけれども、どういうことがあった、問題になったことはこういうことがあったというようなことを、一言で結構ですから入れていただいて、年何回ぐらいこういうことをやっているのですよ、ということを説明していただければよろしいかと思います。

竹 蓋 委 員 長 具体例を入れていただくと、本当にありがたいですね。

奥 山 委 員 津田委員がおっしゃったように、委員会の内容を知って、どういうふうにみんなが繋がっていくかが大事で、それが途切れてしまったらもったいないですね。

竹 蓋 委 員 長 委員会の数がどんどん増えていて、ほとんど廃止は無いのではないかと思うのですが、その辺もやはり無駄が出る可能性はありますからね。

津田委員 先ほどの生涯教育と社会教育の件につきましても、2年前とほとんどお答えが同じでしたが、最後に「統一したいというような考えのもとに」ということをお聞きしましたので、何となくわかったような気がします。

岩沼委員 前回のときも、「そういうご説明がいただけると」というお話があったと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

竹蓋委員長 われわれも一生懸命に発言させていただいているので、真剣に考えていただければありがたいと思います。

(3) 次回第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

8 閉会

竹蓋委員長より閉会を宣言